

大竹市介護保険住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第5項第3号及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、高齢者等の生活支援として市が行う住宅改修支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(住宅改修支援事業)

第2条 市は、住宅改修支援事業として、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）に対して介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に定める住宅改修の理由書（以下「理由書」という。）を作成する者に対し、理由書の作成に係る手数料を支払うものとする。

2 住宅改修支援事業の対象となる者は、次に掲げる者が属する事業所又は法人とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 地域包括支援センター職員
- (3) 作業療法士
- (4) 理学療法士
- (5) 社会福祉士
- (6) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の有資格者
- (7) その他市長が認める者

3 市は、住宅改修支援事業の実施に当たっては、前項に規定する事業所又は法人とあらかじめ手数料の額、支払要件、支払方法等を定めた覚書を締結するものとする。

(住宅改修支援事業の対象外となる場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市と前条第3項の覚書を締結した事業所又は法人が被保険者に対して理由書を作成した場合であっても、住宅改修支援事業の対象としないものとする。

- (1) 当該被保険者が、居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）から居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防看護小規模多機能型居宅介護の提供

を受けている場合（居宅介護支援事業所等以外の法人又は事業所が住宅改修支援業務を行う場合を除く。）

- (2) 当該被保険者から提出された居宅介護サービス計画作成依頼届出書又は居宅介護予防サービス計画作成依頼届出書に記載の居宅介護支援事業所等の事業所又は法人が住宅改修支援業務を行っている場合
(手数料の額)

第4条 手数料の額は、介護保険の住宅改修費の支給1件当たり、2,000円以内（消費税及び地方消費税を除く。）で第2条第3項の覚書で定めるものとする。

(請求)

第5条 手数料の支払を受けようとする者は、被保険者が介護保険住宅改修事前申請書を提出した翌月以降に大竹市住宅改修支援事業請求書に当該理由書の写しを添付して、市長に提出するものとする。

(支払)

第6条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に手数料を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、手数料の支払に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。